

木津川市契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 10 日

木津川市長

河井規

印影は消
去してい
ます。

木津川市規則第 4 号

木津川市契約事務規則の一部を改正する規則

木津川市契約事務規則（平成19年木津川市規則第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（電子入札による建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の特例）

- 3 第12条第2項の規定にかかわらず、平成27年4月以降に電子入札により予定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札については、入札者が1人の場合でも入札を行うことができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。